

# 環境騒音測定結果(R1年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
壬生川新居浜野田線 (279) R1.12.3~R1.12.4	66	58	A類型	0	0	-	279	100	0	-	279	100
			B・C類型	195	195	100			195	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	84	84	100			84	100		
新居浜別子山線 (493) R1.12.4~R1.12.5	66	59	A類型	47	47	100	493	100	47	100	493	100
			B・C類型	261	261	100			261	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	185	185	100			185	100		
国領高木線 (265) R1.12.4~R1.12.5	62	54	A類型	0	0	100	265	100	0	100	265	100
			B・C類型	145	145	100			145	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	120	120	100			120	100		
新居浜停車場線 (77) R1.12.4~R1.12.5	67	59	A類型	0	0	-	77	100	0	-	77	100
			B・C類型	34	34	100			34	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	43	43	100			43	100		
新居浜東港線 (630) R1.12.3~R1.12.4	67	58	A類型	115	115	-	630	100	115	-	630	100
			B・C類型	295	295	100			295	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	220	220	100			220	100		

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする【幹線交通を担う道路とは】

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

- 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する
  - 高速自動車国道
  - 一般国道
  - 都道府県道
  - 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路